

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役（執行役）の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従い、適切に記録、保存、管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程に基づきリスク管理体制の構築・運用を行う。

3. 取締役（執行役）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- （1）取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- （2）取締役会は、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- （1）当社及び役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス規程を定める。
- （2）当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役および使用人の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- （3）取締役は、他の取締役および使用人の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

(4) 内部監査担当部署は、監査役と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (2) 当社は、関係会社管理規程にもとづき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
- (3) 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- (4) 当社は、内部監査担当部署が定期的に各子会社に対して業務の監査を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の任命を行う。

7. 補助使用人の当該会社の他の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に関する指示実効性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動及び人事考課については、監査役の事前の同意を必要とする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務の遂行に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

8. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用または債務の前払等の請求をしたときは、会社法第399条の2第4項に基づき当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は、必要に応じて、補助使用人等を経営会議その他の重要な会議に出席させることができる。
- (2) 監査役は、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査担当部署から定期的に報告を受け、意見交換を行う。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (4) 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
- (5) 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
- (6) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見交換を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

- (1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、毅然とした対応を取る旨を、活動方針に定める。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、顧問弁護士または警察等関連機関と連携を行うこととする。

以上